

宮城県犯罪被害者等 支援条例

宮城県では、平成15年に全国に先駆けて犯罪被害者支援条例が制定されましたが、令和6年4月1日から全面的に改正された新たな「犯罪被害者等支援条例」がスタートしました。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族（「被害者等」といいます。）の支援の充実には、関係機関の取組はもちろんですが、県民や事業者の皆様が、犯罪被害について理解を深めることが大切です。



改正の趣旨と内容

被害者等は、犯罪被害にあったことによってそれまでの生活が一変してしまいます。条例の改正は、こうした現状を踏まえ、被害者等に寄り添ったきめ細かな支援の充実を目指して行われました。具体的には、被害者等の居住や雇用の安定、経済的負担の軽減などを図ることとしています。

犯罪被害者等支援計画

被害者等の支援施策は、関係行政機関や民間支援団体など、多様な主体が進めています。県では、こうした施策を取りまとめた計画を策定しています。

犯罪被害者等見舞金制度

県では、殺人などの故意の犯罪行為により亡くなった方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して、見舞金を支給しています。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円

理解に向けてのヒント

犯罪被害や被害者等の理解を深めるにあたり、次のような取組や窓口があります。

犯罪被害者等支援シンボルマーク 「ギュっとちゃん」

「ギュっとちゃん」は被害者等の問題をより身近なものとして意識してもらうため、警察庁で誕生した犯罪被害者等支援シンボルマークです。



宮城県警のオリジナルマークとして、「ギュっとちゃん」をもとに誕生した「みやぎ 伊達な ギュっとちゃん」もあります。

被害者等支援の取組や被害者等の声

警察庁では、警察職員による被害者支援手記や被害者等の声を公開しています。

警察庁の取組は、「犯罪被害者のことを知ろう～理解の増進～」ホームページを御覧ください。



県の相談窓口

県では、被害者等の皆様の生活を支援するために、相談先を御案内する窓口を設置しています。

身の回りに支援を必要としている方がいらっしゃいましたら本窓口をお知らせください。

☎022-211-3783

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

このほかの相談窓口については、県のホームページを御覧ください。



発行：宮城県 共同参画社会推進課 ☎022-211-2567

犯罪被害にあわれた方々に 私たちができること



宮城県では、「宮城県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害にあわれた方及びそのご家族又はご遺族の支援と、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目指しています。

このリーフレットでは、私たちが、犯罪被害にあわれた方々一人ひとりに寄り添っていくために、どのような行動をとればよいのかを紹介しています。

被害者等が受ける被害

犯罪にあうと、生命、身体、財産の直接的な被害を受けるだけでなく、その後もさまざまな問題（二次的被害）に苦しめられます。



直接的被害

生命、身体、財産の直接的な被害

二次的被害

●精神的ショック・身体の不調

事件にあったことにより精神的ショックや身体の不調を訴えることがあります。

●経済的困窮

医療費の負担や失職、転職などにより経済的に困窮することがあります。

●精神的・時間的負担

捜査や裁判などの過程において精神的負担や時間的負担を強いられることがあります。

●ストレス・不快感

周囲の人々の無責任なうわさ話や報道、SNS等の投稿により、ストレスを感じたり不快な思いを抱いたりすることがあります。

県民のみなさまへ

被害者等の置かれた状況を思いやり、一人ひとりに寄り添うことに加えて、被害者等の方々が誹謗中傷などによる二次的被害に苦しむことがないように配慮することが大切です。

誰でも犯罪被害にあう可能性があります

自分や身近な人が犯罪被害にあうということは想像したくありませんが、どんな人にもその可能性はあります。

他人事だと思わず、被害者等が置かれた状況を思いやり、一人ひとりに寄り添った行動・言動を心がけることが大切です。

例

望ましくない声かけ	望ましい声かけ
もう少し注意していれば良かったのに	あなたが悪いわけではありません
早く忘れて、先のことを考えた方がいいですよ	辛いことは、無理に忘れてなくてもいいですよ

被害者等に寄り添った行動・言動については、宮城県犯罪被害者等支援ハンドブックを御覧ください。



SNS等の投稿に注意しましょう

被害者等への誹謗中傷は後を絶ちません。

- 「被害者にも落ち度がある」
- （民事裁判などに対して）「お金目当てなのでは」 など

こういった心ない言葉により、被害者等がより深い悲しみを背負うことになります。



事業者のみなさまへ

被害者等の方々が仕事を続けながら被害回復を図るためには、上司・同僚の支えや就労、勤務上の配慮が大切です。

被害者等が仕事を続けるために

被害者等は、精神的・身体的被害のために、仕事上でミスが増えたり、同僚との関係がうまくいかなかったりすることがあります。また、治療や裁判手続きなどで休むことが増える場合もあります。

被害者等から、被害にあったことや、悩みを打ち明けられたら、本人の思いを受けとめ、話をよく聴き、よく話し合うことが大切です。



職場では「犯罪被害者」だからという理由で特別な配慮はありません。父を亡くしたつらさや裁判での疲労も理由になりません。精神的疲労に陥っても長期休暇はもらえませんでした。どんなにつらくても事件前と同じように出勤して、同じ量の仕事を続けなければなりません。業績が落ちれば、私の責任でなくても叱責され、仕事時間の短縮も受け入れてもらうことは困難でした。

（（公社）全国被害者支援ネットワークHP 犯罪被害者の方の手記より抜粋）

被害者等の被害回復のための休暇について考えてみませんか

被害者等の方々は警察、病院、裁判所等へ何度も出向かなければならず、年次有給休暇だけでは対応できない場合が多くあることから、被害回復のための休暇制度を導入している例があります。

被害者等の被害回復のための休暇は、厚生労働省 働き方・休み方改善ポータルサイトを御覧ください。

